

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第2回朝霞市教育振興基本計画策定委員会	
開催日時	令和7年8月28日（木） 午後2時から午後3時59分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出席者の職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員15人（塚田昭一委員長、小島孝之副委員長、唐松善人委員、南雲秀隆委員、金井邦夫委員、行平かおる委員、伊地知くみ子委員、西明委員、金子幸男委員、平塚誠委員、塩味光夫委員、坂真吾委員、畠田奈央美委員、福士昌三委員、奥山雄三郎委員）</li> <li>・事務局11人（関口学校教育部次長兼教育総務課長、長谷生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、堀川生涯学習部参事兼中央公民館長、横瀬教育管理課長、手島教育指導課長、星加学校給食課長、藤原文化財課長、増田図書館長、河本教育総務課主幹兼課長補佐、佐藤教育総務課教育総務係長、馬見塚教育総務課教育総務係主任）</li> </ul>	
欠席者の職・氏名	なし	
議題	<p>朝霞市教育振興基本計画案の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①前回会議からの修正について</li> <li>②施策の展開（案）について</li> <li>③その他</li> </ul>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1（前回会議資料3の修正）</li> <li>・資料2（前回会議資料5の修正）</li> <li>・資料3 第2章 施策の展開（案）</li> <li>・資料4 第2章 施策の展開</li> </ul>	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法	出席者による確認
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【開会】

○事務局・佐藤教育総務課教育総務係長

皆様こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第2回朝霞市教育振興基本計画策定委員会を始めさせていただきます。

なお、行平委員につきましては、この後遅れて到着するとのご連絡をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、まず資料の確認をお願いします。

事前に皆様には今日の資料を配付させていただいております。

まず、会議次第、

資料1 前回会議資料3の修正

資料2 前回会議資料5の修正

資料3 第2章 施策の展開（案）

資料4 第2章 施策の展開（学校教育～）

不足等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次第に従いまして、本日の議事に入ります。

議事の進行につきましては、朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例第7条第1項に基づきまして、塚田委員長に議長として進行をしていただきます。

塚田委員長、よろしくお願ひいたします。

○塚田昭一委員長

それでは、これより第2回策定委員会を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」に基づき、本日の会議を公開したいと存じますが、ご異議ございませんか。

### 異議なしの声

異議なしのことですので、傍聴を許可することといたします。

○事務局・佐藤教育総務課教育総務係長

傍聴者はいらっしゃいません。

○塚田昭一委員長

なお、会議の途中で傍聴希望者がいらっしゃった場合には、入室していただきますのでご了承ください。

それでは、本日の会議次第に従って、議事を進めます。

初めに、朝霞市教育振興基本計画案の策定についての「①前回会議からの修正について」、事務局から説明を求めます。

○事務局・河本教育総務課主幹兼課長補佐

それでは、議題1、前回会議からの修正についてご説明いたします。

まず初めに、資料の1、前回会議資料3の修正をご覧ください。

こちらは、前回会議でお示しした、教育振興基本計画と他の計画との関係を示した図で、下の方に四角で囲ってございます、こども施策との関係を追記いたしました。

こちらにつきましては、国の教育振興基本計画に「こども施策との連携」が示されていることと、こども家庭庁からも県を通じ、連携の周知がなされていることから、連携する

計画として追記するものでございます。

次に、資料2、前回会議資料5の修正をご覧ください。

こちらは、下の方の(4)教職員を取り巻く状況の変化の二重線が引いてある部分を前回会議から修正をさせていただいております。数字の出し方を県の集計方法に合わせて、集計し直しを行ったことから、修正するものでございます。

簡単ではございますが、議題の1の説明は以上でございます。

○塚田昭一委員長

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にないようございますので、次に、②の施策の展開(案)について、事務局から説明を求めます。お願いします。

○事務局・河本教育総務課主幹兼課長補佐

それでは、議題2、施策の展開(案)につきまして、ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

最初に、資料に1か所ミスプリントがございますので、そちらの確認をお願いいたします。

39ページの一番上、施策の(1)個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実の体系図の線が、右側の主な取組のアイウエオとずれてしまっておりますので、こちらにつきましては、最終的な案を作成するときに、事務局の方で修正させていただきますのでご了承ください。

それでは、資料3の説明に入らせていただきます。

この資料3につきましては、資料4の方でご説明させていただきます、基本目標、基本施策、主な取組について体系的に表したものになります。

基本目標、施策、主な取組は、前回会議でご承認いただきました、基本理念「豊かな心でともに未来をつくる朝霞の教育」の実現を目指し、取り組むものとして定めるものでございます。

それでは、38ページをご覧ください。

朝霞市の教育振興基本計画では、「再掲」と「一部再掲」という方法を採用しています。

例えば、38ページの右側にある主な取組の上から4つ目(エ)読書活動の推進は、39ページの主な取組の上から5つ目(オ)に同じものを掲載しています。再掲をしている場合には、それぞれに「再掲」という表示と再掲している基本目標、施策、主な取組の番号を掲載しています。

「一部再掲」につきましては、主な取組の名称は同じものですが、内容の一部に違いがあるものを表記してございます。

例えば38ページの主な取組の上から6つ目(イ)教育相談体制の充実は、40ページの主な取組の下から5つ目の(ウ)教育相談体制の充実と同じ名称となっており、取組名称としては同じですが、それぞれの施策に合わせた内容を記載しているため、一部再掲しております。

次に、第2期計画からの主な変更点でございますが、まず、施策の展開の大柱です。

38ページの上に四角で囲まれた学校教育とあるのが、こちらの大柱でございます。

こちらは、第2期計画では「学校教育」、「生涯学習」、「スポーツ・レクリエーション」、「地域文化」の4本の大柱となっていましたが、第3期の計画では、これまでの4本に「人権・多様性の尊重」を加え、5本の大柱としており、それに付随して基本目標もこれまでの10個から13個に増えております。

次に、資料4をご覧ください。

こちらの資料にグレーの四角い枠で、写真・イラストと書いてあるものを多く掲載しておりますが、こちらには関連する写真やイラストを掲載する予定です。

この資料にあります掲載の位置や数につきましては、現時点での想定されるものですが、今後用意する写真の数や種類によって多少は変更される場合がございますのでご了承ください。

それでは、資料4の一番最初の45ページをご覧ください。

大柱「学校教育」でございます。こちらの目指す姿は、【こどもに豊かな心と、健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく、個別最適な学びと協働的な学びにより、持続可能な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。】としており、この目指す姿を実現するために、各基本目標、施策、取組を計画に定めております。

以下の基本目標1「持続可能な社会の創り手の育成」では、真ん中より下側の施策の枠にありますように、5つの施策を定めております。

46ページをご覧ください。ここからは、施策の内容について記載しております。

まず、施策1「豊かな心を育む教育の推進」では、施策の方向性と、それに対する主な取組として、(ア) 道徳教育の充実、(イ) 社会の一員として活躍できる力の育成、(ウ) 体験活動などの推進、(エ) 読書活動の推進、の4つを定めております。

この施策の方向性と主な取組は、それぞれの(ア)、(イ)がそれぞれ連動するような形となっております。

次に47ページ、48ページをご覧ください。

施策2「いじめ・不登校対策の推進」の施策の方向性と、それに対する主な取組として、(ア) いじめ防止対策の推進、(イ) 教育相談体制の充実、(ウ) 不登校児童生徒への支援、(エ) 家庭・地域・関係諸機関との連携、(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実、の5つを定めております。

こちらの(ウ) 不登校児童生徒への支援では、教室に行くことだけをゴールとせず、教室以外の居場所づくりとして、スペシャルサポートルーム、校内教育支援センターの設置を進めることを位置付けております。

次に48ページから49ページ、施策3「こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実」では、施策の方向性と、それに対する主な取組として、(ア) こどもたちの意見を反映した教育活動、(イ) 学校教育における人権教育の推進、(ウ) 庁内関係課と連携した人権活動の推進、(エ) 児童虐待防止教育の推進、(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実、(カ) 教職員等による児童生徒への性暴力等根絶の取組、の6つを定めております。

こちらの(ア) こどもたちの意見を反映した教育活動では、「子どもの権利条約」の趣旨に則った教育を推進することを位置付けております。

また、(カ) 教職員等による児童生徒への性暴力等根絶の取組では、「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づいた取組や、今年度新たに設置を予定している「朝霞市教職員等による性暴力等に関する協議会」が、教育委員会や学校に対して指導・助言を行うアドバイザー的な役割を担うことなどを位置付けております。

次に49ページから50ページ、施策の4「体力の向上と学校体育活動の推進」では、主な取組として、(ア) 児童生徒の体力の向上、(イ) 学校体育の充実、(ウ) 持続可能な部活動の運営、の3つを定めております。

こちらの(ウ) 持続可能な部活動の運営では、休日の部活動については、地域展開していくよう、スポーツ団体等と連携しながら、体制の整備を進めることを位置付けております。

次に51ページ、施策の5「健康の保持・増進」では、施策の方向性と、主な取組として、(ア) 健康教育の充実、(イ) 学校保健活動の充実、(ウ) 食に関する指導、食育の推

進、(エ) 児童生徒の健康の保持増進、の4つを定めております。

次に、52ページをご覧ください。

基本目標2「確かな学力と自立する力の育成」では、5つの施策を定めております。

次の53ページ、54ページをご覧ください。

施策の1「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」では、主な取組として、(ア)児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践、(イ)指導方法の工夫改善、(ウ)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、(エ)小・中学校9年間の一貫した教育の推進、(オ)読書活動の推進、の5つを定めております。

こちらの(ア)児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践では、昨年度から導入したAI搭載型オンラインドリルを日常的に取り入れ、個別最適な学びの充実に努めることを位置付けております。

次に54ページ、施策の2「キャリア教育と職業教育の推進」では、主な取組として、(ア)進路指導の充実、(イ)キャリア教育の推進の2つを定めております。

次に55ページ、施策の3「伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進」では、主な取組として、(ア)伝統と文化を尊重する教育の推進、(イ)英語をはじめとした外国語教育の推進、(ウ)日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援、の3つを定めております。

次に56ページ、57ページ、施策4「教育DXの推進」では、主な取組として、(ア)ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成、(イ)情報活用能力の育成、(ウ)校務支援システムによる教育現場の業務改革、(エ)デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実、の4つを定めております。

こちらの(ウ)校務支援システムによる教育現場の業務改革では、昨年度から導入しております校務支援システムを活用し、学校教育全体のDX化の推進を位置付けております。

また、(エ)デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実では、先ほどのAI搭載型オンラインドリルの活用や、教師がデジタルデータを活用し学習状況を把握することを位置付けております。

次に58ページ、施策の5「特別支援教育の推進」では、主な取組として、(ア)的確な実態把握、(イ)教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施、(ウ)学校教育における学習上・生活上の配慮、の3つを定めております。

次に、59ページをご覧ください。

基本目標3「多様なニーズに対応した教育の推進」、こちらでは3つの施策を定めております。

60ページ、61ページをご覧ください。こちらは施策1「共生社会を目指した支援・指導の充実」。こちらでは、主な取組として、(ア)共生社会を目指した多様な学びの場の充実、(イ)体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進、(ウ)学校教育における学習上・生活上の配慮、(エ)持続可能な開発のための教育、(オ)医療的な支援を必要とする児童生徒への支援、(カ)日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援、の6つを定めております。

次に62ページ、施策の2「学校に行きづらい児童生徒への支援の推進」では、主な取組として、(ア)学校に行きづらくなっているこどもたちの居場所づくり、(イ)一貫した支援体制、(ウ)教育相談体制の充実、の3つを定めております。

こちらの、(ア)学校に行きづらくなっているこどもたちの居場所づくりでは、スペシャルサポートルーム、校内教育支援センターの設置の推進を位置付けております。

次に63ページ、施策の3「一人一人の状況に応じた支援」では、主な取組として、(ア)就学に対する援助の充実、(イ)日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児

童生徒への支援、(ウ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援、(エ) 一貫した支援体制、の4つを定めております。

次に、64ページをご覧ください。

基本目標4「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」では、6つの施策を定めています。

65ページをご覧ください。こちらは施策の1「教職員の資質・能力の向上」では、主な取組として、(ア) 教職員研修と調査研究の充実、(イ) 指導技術の共有の推進、(ウ) 子どもの権利を大切にする教育、の3つを定めております。

こちらの(ウ)、子どもの権利を大切にする教育では、先ほども出てきましたが、「子どもの権利条約」の趣旨を取り入れた教育活動の推進を位置付けております。

次に66ページ、施策の2「学校の組織・運営の改善」では、主な取組として、(ア) 学校における働き方改革の推進、(イ) 教職員の健康の保持増進、の2つを定めております。

同じく66ページ、67ページ、施策の3「子どもの安全・安心の確保」では、主な取組として、(ア) 安全教育の推進、(イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築、の2つを定めています。

次に68ページ、施策の4「小中一貫教育の推進」では、主な取組として、(ア) 指導の系統性を意識した学習指導、(イ) 関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催、(ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進、の3つを定めております。

次に69ページ、施策の5「適切な教育環境の設定」では、施策の方向性と、それに対する主な取組として、(ア) 教材、図書等の整備推進、(イ) 快適なネットワークの整備、の2つを定めております。

次に70ページ、施策の6「安全・安心で持続可能な学校給食の提供」では、主な取組として、(ア) 学校給食費の適正な運用、(イ) 学校給食センターの適切な運営、(ウ) 給食施設・設備の維持管理、の3つを定めております。

次に、71ページをご覧ください。

基本目標5「学校施設の適切な維持・管理」では、4つの施策を定めています。

次の72ページをご覧ください。こちらは施策1「学校施設・設備の適切な維持管理」では、主な取組として、(ア) 学校施設・設備の適切な維持管理、(イ) 省エネルギー対策の推進、の2つを定めております。

同じく72ページ、73ページ、施策2「長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施」では、主な取組として、(ア) 学校施設の改修を計画的に実施、(イ) バリアフリーへの対応、の2つを定めております。

次に73ページ、施策の3「目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施」では、主な取組として、(ア) 学校施設長寿命化計画に基づく改築の実施を定めています。

同じく73ページ、施策の4「教育課題に対する施設面での解決策の検討」では、主な取組として、(ア) 教育課題に対する施設面での解決策の検討を定めています。

次に、74ページをご覧ください。

基本目標6「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」では、4つの施策を定めています。

次の75ページをご覧ください。施策の1「地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進」では、主な取組として、(ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画の促進、(イ) 地域とともにある学校づくりの推進、(ウ) 学校評価の効果的な活用、の3つを定めております。

同じく75ページ、76ページ、施策2「生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備」では、主な取組として、(ア) 学校と地域との連携・協働による地域ク

ラブ活動への転換、(イ) 外部指導員、専門スタッフ等、地域人材の配置の検討、(ウ) 活動時間や休養日の適正化、の3つを定めております。

同じく、76ページ、77ページ、施策3「貴重な地域人材の教育活動への積極的参画」では、主な取組として、(ア) 学校応援団等と連携・協働した学びの充実、(イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築、(ウ) 青少年健全活動の推進、の3つを定めております。

以下の施策4「学校・家庭・地域の教育力向上のための支援」では、主な取組として、(ア) 家庭教育の充実の支援、(イ) 学校施設の開放、の2つを定めております。

次に78ページをご覧ください。

こちらは大柱「生涯学習」でございます。こちらの目指す姿は、【市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。】としております。

この目指す姿を実現するための基本目標7「生涯にわたる学びの推進」では、4つの施策を定めております。

次の79ページをご覧ください。施策の1「生涯学習推進体制の充実」では、主な取組として、(ア) 生涯学習推進体制の充実を定めております。

同じく下の施策の2「学習情報の提供と学習機会の充実」では、主な取組として、(ア) 生涯学習情報の提供の充実、(イ) I C T化による生涯学習環境の充実、の2つを定めております。

次に80ページをご覧ください。施策3「豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用」では、主な取組として、(ア) 団体、学習グループへの支援の充実、(イ) 地域における文化芸術の機会を提供する人材の活用、(ウ) 学習相談の充実、の3つを定めております。

次に81ページ、施策4「放課後の子どもの居場所づくり」では、主な取組として、(ア) こどもたちの居場所づくりの推進を定めております。

こちらの(ア)、こどもたちの居場所づくりの推進では、今年度から一部の小学校において、放課後子ども教室を実施しており、放課後や長期休業期間等のこどもたちの居場所の確保に努めているところでございます。

次に、82ページをご覧ください。

基本目標8「学びを支える環境の充実」では、2つの施策を定めております。

次の83ページをご覧ください。こちらは施策1「学習活動の支援・充実」では、主な取組として、(ア) 公民館・図書館・博物館の充実を定めております。

次に84ページ、施策2「利用しやすい施設の提供」では、主な取組として、(ア) 公民館・図書館・博物館の整備推進を定めております。

こちらの、(ア) の公民館・図書館・博物館の整備推進では、今年度から、中央公民館の長寿命化改修に着手し、誰もが快適に利用できる施設の運営に努めております。

次に85ページをご覧ください。

こちらは、大柱「スポーツ・レクリエーション」でございます。こちらの目指す姿は、【スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。】としております。

この目指す姿を実現するための基本目標9「スポーツ・レクリエーション活動の推進」では、4つの施策を定めております。

次の86ページをご覧ください。施策の1「推進体制の充実」では、主な取組として、(ア) 地域全体での推進体制の整備を定めております。

以下の施策2「活動情報の提供の充実」では、主な取組として、(ア) スポーツ活動情報

の提供の充実を定めております。

次に87ページ、施策の3「スポーツ事業の充実」では、主な取組として、(ア)スポーツ事業の充実を定めております。

同じく87ページ、施策4「豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援」では、主な取組として、(ア)スポーツ団体への支援の充実、(イ)地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用、の2つを定めております。

次に、88ページをご覧ください。

基本目標10「利用しやすい施設の提供」では、2つの施策を定めております。

89ページをご覧ください。施策1「利用しやすい施設の整備」では、主な取組として、(ア)スポーツ施設の整備推進を定めております。

下の施策の2「利用しやすい施設の運営」では、主な取組として、(ア)スポーツ施設の利用促進を定めております。

次に90ページをご覧ください。

こちらは、大柱「地域文化」でございます。こちらの目指す姿は、【市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが、市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。】としております。

この目指す姿を実現するための基本目標11「歴史や伝統の保護・活用」では、3つの施策を定めております。

次の91ページをご覧ください。こちらは施策1「文化財の保護・活用・伝承支援」では、主な取組として、(ア)文化財の保護・活用、(イ)郷土芸能の保護・活用・伝承支援、の2つを定めております。

下の施策2「地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開」では、主な取組として、(ア)地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開、を定めております。

次に92ページ、施策の3「小・中学校等と連携した学習活動」では、主な取組として、(ア)小・中学校等と連携した伝統と文化を尊重する学習活動の推進を定めております。

次に、93ページをご覧ください。

基本目標12「芸術文化の振興」では、2つの施策を定めております。

次の94ページをご覧ください。こちらは施策1「芸術文化の活動の充実支援」では、主な取組として、(ア)芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向けた学習の支援、(イ)芸術文化活動の充実支援、の2つを定めております。

下の施策の2「発表と鑑賞の機会の充実支援」では、主な取組として、(ア)発表と鑑賞の機会の充実支援、(イ)芸術作品の展示事業の実施、の2つを定めております。

次に96ページをご覧ください。

こちらは、大柱「人権・多様性の尊重」でございます。こちらは、第3期計画より新たに追加するもので、目指す姿は、【年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。】としております。

この目指す姿を実現するための基本目標13「人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援」では2つの施策を定めております。

97ページをご覧ください。施策1「学校教育における人権教育の推進」では、主な取組として、(ア)教育活動全体を通した取組の推進、(イ)多様な人権課題に対応した教育、の2つを定めております。

次に98ページ、施策の2「社会教育における人権教育の推進」では、主な取組とした、(ア)人権教育研修会・講演会・講座の開催を定めております。

長々とした説明となりましたが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○塚田昭一委員長

ただいま説明いただきましたが、大変内容が多いので、「基本目標」ごとに分けて審議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 異議なしの声

それでは資料4をご覧ください。

まず、学校教育の45ページから51ページまでの「基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成」についてのご意見、ご質問というところで始めたいと思います。

少しお時間を取りますので、ご覧ください。

では、基本目標1についての45ページから51ページまでのところで、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

唐松委員、お願ひします。

○唐松善人委員

全体に関わってしまうかもしれません、3点あるのでよろしくお願ひいたします。

まず表記についてなんんですけど、ひらがなで「こども」、「子ども」の子だけが漢字、それから2つとも漢字で「子供」という3つのパターンがあるかなと思うんですけど、こども家庭庁とかは、「こども」をひらがなで書くようにというふうな、推奨するような事例が出てるかなと思いますが、文科省の場合には漢字で書くというのが以前出ていたと思います。この使い分けについて、原案を作る際にどのようにされたのか、できれば表記の統一がされていた方が良いかなと思うので、このところを教えてください。

2点目は、読んでいくと、「こども」という表記と「児童生徒」という表記があります。例えば66ページを見ると、施策が「子どもの安全・安心の確保」となっていて、施策の方向性も「子どもに危険を予測し」となっておりますが、取組のところになると「児童生徒」に変わっているんですね。これが何か意図があるのかどうか教えていただければありがたいです。

3点目は、「児童生徒」という表現と、「児童生徒一人一人」という表現があるんですが、例えば、資料の3を見てみると、38ページのところの施策の(5)の(4)では、

(ア)児童生徒の体力の向上と書いてあって、これを私が初見で見ると、児童生徒の体力の向上を、市としてのまとまり、学校としてのまとまりで上げることが大切で、個に応じた伸びよりもそちらを重視するんだなと感じてしまいます。ところが39ページの方の基本目標の2、(1)の(ア)を見ると、「児童生徒一人一人を確実に伸ばす」、つまり、全体というよりもむしろ埼玉県が行っている学習状況調査みたいに、一人一人の伸びの方に力を入れているんだなと読み取れるかなと思います。ところが、50ページを読むと、先ほどの児童生徒の体力のところは、そうではなくて、一人一人なのかなとも読み取れるので、できればこういうところを、表記として統一しておいた方が、これを出したときにどこに力を入れているのか分かりやすいかなと思います。

なんでこういう話をさせていただいたかというと、私たちは普通、「児童」という言葉を耳にしたときに、小学生というイメージが強いかなと思うんですけど、例えばここの中にも出ている「子どもの権利条約」とか「児童の権利条約」だと、定義が18歳未満の者となっていて、児童福祉法も児童が18歳未満であり、法律によって定義があると思うので、ここでは統一をして表記をした方が良いかなと思うので、その点について教えてください。

○事務局・河本教育総務課主幹兼課長補佐

まず、最初のひらがなの「こども」と漢字の「子ども」、「子供」の表記の関係なんですが、今回計画を策定するに当たって、原則的に全てひらがなの「こども」に統一をするように作成しております、ただし、固有名詞で漢字が使われているもの、計画の名称ですか、そういうしたものについてはそのまま漢字を使用させていただいているという形で、子どもの使い分けをさせていただいております。もう一度事務局でよく確認をさせていただきます。

○唐松善人委員

固有名詞とか法律上のものは変えられないので、ただ、読んでみると、どうもちょっとおかしいなというところが何箇所かあったので、もう一回確認していただければ良いかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○塚田昭一委員長

最後に表記の説明って、用語解説ってありますか。

○事務局・河本教育総務課主幹兼課長補佐

準備をしているところでございます。

○塚田昭一委員長

ですので、その用語解説の中で説明があれば誤解がないんじゃないかなと思いますし、「児童生徒一人一人」というのは、県の学力学習状況調査に則った言葉なんだっていうことで、必ずその文言の根拠に当たってるんだということがあれば、市民の方も納得されるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。表記上についてのご質問でした。それでは、内容の方についてもいかがでしょうか。ご質問、ご意見等ありましたらお願ひします。

福士委員。

○福士昌三委員

施策1の中で、47ページ、(ウ) 不登校児童生徒支援の中で、スペシャルサポートルームについて、主な取組として上げているところでございます。実際に本格的に稼働するのはこれからになるわけですが、スペシャルサポートルームの位置付けについて、ここで取り上げられたことについて、第六小学校の方で準備を進めていただいたり、他の小学校でもまだ予算措置が取れていない中で、自助努力によって準備を進めている実態があるところから、ぜひこの文言については取り上げていただきたいなという思いがございます。その後にご意見をいただけると助かります。

○塚田昭一委員長

福士委員の方から、今スペシャルサポートルームということの設置を進めているわけですが、これについては六小の小島副委員長がここでよろしいですか、学校での具体的な取組を進めているということで、ちょっとお話をいただいてもよろしいですか。

○小島孝之副委員長

六小では、この2学期から正式に開始をする形にしていますが、人の配置が整いましたので2学期から開始と。ただ場所の方は、各学校の努力で作っているところはあります。学校には来れるけども、なかなか教室には入りにくい子どもたちの学びの確保ということで、管理職が対応したり、時には担任が対応したりしています。これから学びの確保、学びにアクセスできない子どもをゼロにするという国の方針も出ていますので、そういう目的に沿うのであれば、各学校が作るべきですし、その人の手配もすべきだと思います。そういう観点からすると、このスペシャルサポートルームというのは、市内でも確実に拡げていく必要はあるのかなということで、うちの学校でも明日からの準備を進めているところです。

○福士昌三委員

せっかく様々な立場の方がいらっしゃっているので、スペシャルサポートルームの設置について何かご意見があれば伺いたいなと思います。

○塚田昭一委員長

西委員、お願ひします。

○西明委員

この計画に位置付けられた施策は、予算的には優先的に上がってくるものなんですか。

○事務局・河本教育総務課主幹兼課長補佐

この計画に位置付けたからといって、市の内部の予算措置が優先されるということはないんですけど、こちらに位置付けたことによって、事務方としては実現に向けて、財政部局と調整を図っていくような形にはなっています。

○塚田昭一委員長

教室に入れない多様なこどもたちに対しての措置で、非常に有効な施策ではないかなと私は思うわけですけども、ぜひ後押しして、委員の中でですね、応援してあげたいと思うわけですけども、いかがでしょうか。ぜひそういう形でよろしくお願ひします。

はい、西委員。

○西明委員

同じページの、教育相談体制の充実で、耳にしたことをここで言っておきたいだけなんですけど、朝の情報番組で、もう死にたいなと思ったこどもたちがどこに相談するかというので、第1位がA.I.だったそうです。第2位がもう相談しない、その次に親、学校と続いてたっていうことなんで、最近の急激なA.I.の発達も視野に入れて、この充実を図っていく必要があるんだなど、テレビを観て思ったところです。

○塚田昭一委員長

こちらの方を見る限り、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等々ですね、いろいろなサポート体制が朝霞市として充実して行っており、9月の夏休み明けということで、ここが一番こどもたちが登校に関しては渋る傾向がありますので、そういった点においては、きめ細やかな体制ということで、学校と市教委の方で連携しながらやっていくこと、見守っていくこと、さらには積極的に学校の方が、こどもたちに声かけしてやっていると思いますけれども、ぜひ応援してあげたいと思います。

他に学校教育についていかがでしょうか。

それでは、伊地知委員さんお願ひします。

○伊地知くみ子委員

前回の基本目標から、持続可能な社会の創り手の育成というふうに目標名が変わりましたが、この「持続可能」という言葉で表記されていたのが、部活動の上のところには表記があるんですが、前回のものと対比して、その部分が色濃く出ているところがあまり読んでいて感じられなかったんですが、何かここに関して、ここを特徴的に持続可能な社会の創り手の育成として表記していくんだというところがあれば教えていただけたらと思います。

○塚田昭一委員長

持続可能な社会の創り手という文言が、背景を含めてですね、基本目標として掲げた意図について補足いただけますでしょうか。事務局の方からよろしくお願ひいたします。

○事務局・手島教育指導課長

今朝霞市の方で策定中の第6次総合計画の方がございまして、教育振興基本計画もこちらを参照して作ることになっています。

この持続可能な社会の創り手というところでは、文科の通知ですとか、県の教育委員会から出ている通知等にも出てくるものではあるんですけど、こどもたちが社会に出て

から生き抜く力を身に付けるというところを重点化したような形で施策を打ち出させていただいている。部活動の方も、持続可能な活動の在り方というところでは、今後の部活動の地域展開というところで書かせていただいている部分もあるんですけれども、体制のところだけではなくて、こどもたち自身が持続可能な社会の創り手になるための知識や経験を積んでいくことに必要なものを施策として入れさせていただいております。

○塚田昭一委員長

前回第1回目のときに、国の教育振興基本計画の中にも、コンセプトの1つ、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成ということがうたわれています。将来の予測が困難な時代において、やはりこどもたちが自分で考えていかなくてはいけないんだと、与えられたものではないんだ、自分で問い合わせをもって考えていくということが込められていると思うんですが、想像力、課題発見等々、こういった点がですね、これから時代に大事だということが基本目標に掲げられたんではないかという、前回説明から入ったと思うんですが、伊地知委員いかがでしょうか。

○伊地知くみ子委員

例えば、AⅠに係るところを生かした教育等々の説明はあったんですが、やはり持続可能になるっていうことは、先ほどの西委員の言葉にもあったとおり、人との関わり、地域との関わりとか、そういうつながりの部分を丁寧にしていくところにおいて、こどもたちがいろんな人たちに見守られながら、安心して朝霞市というところで進めていきたいなという思いが私自身にもあるんですが、取組が前回のそいつた背景の中から大きな内容のところに明確に変化として書かれていなかったので、そのところがどうなのかなと。持続可能ってところは理解してるんですが、実際に政策としてその意図が見えてこないと、一体何をどうしたら持続可能なのかというところが分かりにくかったので質問させていただきました。

○塚田昭一委員長

もう少し補足を入れて、背景等含めただけではなくて、つながりだったり安心だったり、こどもたちの他者との関わりという部分がもう少し入ってこないと、社会の創り手の育成ということについては少し足りないんじゃないかと、もう少し市として補足的な説明が必要じゃないかと。もっとこう市としてのアピールをした方がいいんじゃないかというふうに私は解釈をしたんですが。事務局側の方でこれについては補足ということでいかがでしょうか。

○事務局・河本教育総務課主幹兼課長補佐

検討させていただきます。

○塚田昭一委員長

少し補足が入ってくるということで、また改めてできあがった原稿についてはまた委員全員で検討する機会もございますので、伊地知委員さんからのご指摘の文言の方については検討いただくということで今ご了解いただきましたので、よろしくお願ひいたします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、他にご意見がございませんので、基本目標1については、修正されました案のとおり承認という形でよろしいでしょうか。

○西明委員

50ページの部活動の運営のところで、外部指導者の活用を進めますということなんですけど、国からは地域移行が来てて、でも現場としてはそれが現実的ではなくて、今朝霞市内では特に地域移行が進んでない状況だと思うんですね。小学校の卒業式で、中学校に行ったときの目標を一言言ってからこれをもらうんですよ。中学校でサッカーを頑張りますとか、部活頑張りますという子が本当に多くて、国がやれとは言ってるけど、現

実的にはそれを楽しみにしている子たちがいて、例えば部活もなんだかんだでお金がかかるんですよね。スパイク買ったり、剣道の胴着とかすごい高いんですけど、お金の面での格差って出るのかなっていうので、実際に地域のサッカーチームに入っている保護者に聞いたんですけど、やっぱりまず月謝が全然違うと。部活って月謝がないじゃないですか。経済的な理由でできないこどもたちが、完全に地域移行ってなってしまうと出てきてしまうんじゃないかなって。例えば、頑張って陸上部に入りたい息子に対して、なんか頑張ってパート増やしてスパイクぐらい買ってあげようと思っている保護者が、地域移行です、地域のグラウンドのコーチのところに行ってくれるといわれたときに、月謝が払えなかったりするんですよね。そういう時に、ただただ外部指導者の活用を進めますでいいのかなというのは、ちょっと思っていて。あと、先生がサッカーチームの部活の顧問を目指して先生になったとか、野球部の顧問を目指して先生になった人たちもいるので、計画に位置付けたからといって順調にこの計画が進むわけではないのはそうだと思いますけど、例えば、主な取組に「市の関係課やスポーツ団体等と連携しながら」とあるので、日本語の捉え方次第では、もちろん学校の先生たちも部活で活躍したい先生はそのままちゃんと、ただ給料面が問題になっていると思うんで、ちゃんと報酬を出した上で、外部講師と同じぐらい報酬を出した上で、ちゃんと先生たちの活躍の場を与えますとか、例えば一保護者としては、朝霞市の計画として、外部指導者の活用を文字通り進めるのか、もうちょっと文言を付け加えて家庭の事情で選択肢が狭まらないような、こどもたちの選択肢が狭まらないような意味合いに捉えられるような内容にならいいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○塚田昭一委員長

経済格差によることで、部活動をやりたい子たちができないということにならないように、きちんとこどもたちの希望、夢を叶えられるような部活動になるようなというご意見でよろしかったですかね。

中学校の校長先生がいらっしゃるので、現状をお話いただいてよろしいですか。

○唐松善人委員

確かに、野球を目指して顧問になった先生もいるとは思うんですね。サッカーを目指して顧問になった先生もいるんですが、一方で、そうではない部活があったときに、自分の専門外でも教えなければならぬという状況が発生してしまうというのが悩みどころです。国の流れとしては、地域移行に流れていく方向で、朝霞市の中でも委員会を設置して、検討しているところです。私も中学校で部活をガンガンやっていた方なので、こどもの気持ちもよく分かりますし、ご家庭の気持ちもよく分かるので、できるだけそういうこどもたちを一人でも救えるような、例えば補助だとか、地域に移行したとしても、市とかが金銭的な面で報酬料みたいな負担がある程度補助してくれる制度になり、経済格差が生まれないようになれば一番いいのかなと思っています。

○塚田昭一委員長

教頭の金井委員、いかがですか。

○金井邦夫委員

部活動は非常に有意義な教育に関する活動、あるいは指導の場ではあるというの私は思います。これを一概に全てなくしてしまうというのは難しいところだとは思います。ただ、一方で、議論のポイントとなっているのは、教員の働く時間というか、正式に厳密に言うと勤務時間ではないところで、教員が部活動に拘束をされてしまう、そういう教員が大会の運営だったりとか、あるいは朝から晩まで、土曜も日曜も、これはもう今はないですが昔の話で言うと、そういうものの上に成り立っている、そういう教員の時間の拘束のされ方でいいのかというところが、今非常に大きな問題になっているんだと思うんです。そういうところも踏まえると、やはり外部の教員以外の方にご協力いた

だくということがどうしても必要になってくるという意味合いで外部指導者のというところなのかなと思いますので、一概にそこから教員が全て手を引くということではないのかなと、私はここの文言をみて思ったところではあります。

○西明委員

こどもたちがチームに所属しないとできないんじゃないかなというイメージで話したんですが、今の話だと、学校が外部コーチに来てもらって、そこで外部コーチに係る人件費とかをどうなるかみたいなことだと思うんですけど。ありがとうございます。

○塚田昭一委員長

塩味委員。

○塩味光夫委員

ここに書いてあるのはあくまでも計画であって、例えば外部指導員だったらどういうものなのかというのは、これは作業部会かなんかの話であって、ここで話し合っても埒が明かないと思います。ものすごく広いんですよ、外部指導員は。ボランティアなのか、民間委託なのか、また教職員であっても土日はできない方もいらっしゃるかもしれません。そういういた作業部会的な話をこの計画の中で話して時間の無駄じゃないかと、申し訳ないんですけども。あくまでも小学校にしても、中学校にしても、部活動は我々昔の人間は教育の一環だという考え方を持っているんですよね。ということは、我々が面倒を見るのではなく、行政が面倒を見るのが教育だと思うんですね。ですから、そこから話をしないといふと、地域展開については、話がまず進まないとと思いますので、できればあまりここで細かいことを話さない方がいいかなと私は思います。

○塚田昭一委員長

外部人材等の活用で、詳しいことについてはまた別の機会で、まず方向性としてはこの事務局案ということでおろしいでしょうか。

○西明委員

校長先生の話を聞いて納得していますので、問題ないです。

○塚田昭一委員長

では、繰り返しますが、基本目標1については、修正された案のとおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に52ページから58ページまでの「基本目標2 確かな学力と自立する力の育成」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

西委員、お願ひします。

○西明委員

53ページの施策の方向性の（エ）の「小・中学校9年間の一貫した教育を推進します」というところですが、今4年に1度小学校の教科書選定と中学校の教科書選定を別々で別の年にやっているんですけど、そこが変わってくるのかなと思って。教科書の選び方が変わりますか。

あくまで計画ですもんね。取り下げます。

○唐松善人委員

施策の4の教育DXの推進はとても大切なことだと思っています。その中で、「自立した学習者」という言葉も出でていて、とても良い取組だと私自身も思っています。授業をする方の教員が自立した授業者であるべきだと私は考えていて、データとかICTを教員自身が使いこなして、主体性を持って授業をやることが必要だなと考えています。本校で、自動採点システムというのを取り入れていて、誤答分析っていうのをやってるんですね。システムが採点をしてくれるんですけど、その中で、アが正解なんだけど、イで間違えた生徒が何人か、ウで間違えた生徒が何人か見ることができて、どうしてイを選択してしまったんだろう、だから授業改定はこういうふうにしようつてしていくこ

とが、ＩＣＴを使いこなすことになるのかなと。言われたとおりにやるんではなくて、教師が主体性を持つことが必要なのかなと思ってます。そういう中で、施策4の中で、そのような取組をしている学校があれば、ぜひそういうところも認めていただいて、予算化していただけると非常にありがたいということで、本校でも年間18万ぐらいお金を出していただけて、かなり働き方改革の成果も上がっていますし、各学校で主体的やってることについても話を聞いていただけて、やっていただけるとありがたいかなと、意見なんですけども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○塚田昭一委員長

「自立した学習者」の育成ということは非常に素晴らしい文言ではないかなと思うんですね。金子委員、お願いします。

○金子幸男委員

53ページ、施策の方向性の（オ）ですかね、「知識を広め、心を豊かにする「朝霞市子ども読書活動推進計画」」、これは読売新聞で、最近こどもたちが本を読むことが非常に少なくなっている、各市町村で本屋さんが段々なくなっている、図書館も市町村でない市町村もたくさんあるそうです。そういう中で、今本屋さんと図書館の連携、そういうことに非常に力を入れています。やはりこどもたちに本を読ませる計画、「読書の活動計画」が入っているので、非常にいいと思いますので、なお一層進めていただければと、意見です。

○塚田昭一委員長

他にいかがでしょうか。行平委員、お願いします。

○行平かおる委員

58ページの特別支援教育の推進について、子どもの教育についてという部分なので、（ア）、（イ）、（ウ）というものが必要であるとは思うんですが、そこにプラスして、子どもの意思ではなくて、保護者方の理解というもの、また一般の方に対して特別支援の教室に入る、特別支援の対象になっているということがかなり大きく捉えられる方が多いなと思うんです。もちろんそれも当たり前だとは思いますが、そういうものではなくて、今少し手助けが必要なお子さんに対しての必要な措置なんだ、そしてそれはまた、今保護者の方がおっしゃるのは、一度支援級に入るともう普通級に戻れないっていう捉え方をしている方が多い、一般的に。対象でないお子さんの保護者からすると、あの子は特別支援級だからね、もうずっとそこなんだよねって捉え方をされている方に苦しんでいる方が多いなと思うと、子どもへの私たちが見ている方向性、取組に絶対に必要なものだと。それプラス、周りの大人、保護者、家庭がもっと理解できるような説明や、偏見がなくなっていくような何かが入っているといいなと私は思いました。

○塚田昭一委員長

もう少し大人が、子どもたちの進路選択的な部分で、普通級に戻ったり、通常学級に戻ったり、いろいろな説明の機会も含めた文言がもう少し入って、子どもたちの多様な学びを保障するということが文言上もう少しあると良いのではないかというご意見でしたけども、関連していかがでしょうか。大変素晴らしい視点だなと思うんですけども。

○事務局・手島教育指導課長

確かに、就学相談に来る方にも、今伺ったような保護者の方のご意見だったり、認識の方でまだ分かっていないって方も本当に多いなと感じているところなので、ぜひ計画を立てて取り組んでいきたいと思います。

○塚田昭一委員長

修正という形で文言が入るということでおよろしいでしょうか。

○事務局・手島教育指導課長

はい。

○塚田昭一委員長

他にご意見ございますでしょうか。

では、ご意見他にございませんので、「基本目標2」については、修正された案のとおり承認したいと思います。

次に59ページから63ページまでの「基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進」について、ご意見、ご質問等お願ひいたします。

よろしいでしょうか。お願ひします。

○金子幸男委員

62ページ、主な取組でSSR：校内教育支援センターですが、これは各学校に設置するというか、作るものなんでしょうか。

○福士昌三委員

今年度、年度の途中ではございますけれども、朝霞第六小学校で支援員を配置する形で本格的にスタートをいたします。ただ現時点では、各学校の努力によってスペシャルサポートルーム、いわゆる支援室は設置されている状況がございますが、各学校によって児童生徒の状況も異なりますので、名称だったり、教室の在り方だったりが異なっております。将来的には、全てのこどもたちが、学校で学ぶ選択肢の一つになるように、全ての学校に設置したいなというふうには教育委員会事務局として考えているところですが、こどもたちのニーズも保護者のニーズもありますので、そういうものも伺いながら、こどもたちの過ごしやすい場所を作っていくみたいなと考えています。

○塚田昭一委員長

他にご意見ございますでしょうか。

それでは、他にご意見ないようでしたら、「基本目標3」については、原案のとおり承認したいと思います。

次に64ページから70ページまでの「基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

伊地知委員、お願ひします。

○伊地知くみ子委員

68ページの施策4の小中一貫教育の推進のところの、主な取組の（ウ）のところで、小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進というところが記載されておりますが、ここに「接続を図ります」という文言が入っているんですが、今0歳児から18歳までの学びの連續性の配慮というところがうたわれておりますので、できればここのところに、持続可能ということも含めて、架け橋的な内容のところが一文が入った方がいいのではないかと思いました。

○塚田昭一委員長

関連していかがでしょうか。では、事務局の方お願ひします。

○事務局・手島教育指導課長

円滑な接続を図るために、どういった手立てがあるのかというところを具体的に入れ込んでいきたいと思います。

○塚田昭一委員長

学びの連續性を含めて、少し修正が入ることでございます。

その他いかがでしょうか。

それでは、他にご意見がございませんので、「基本目標4」については、修正された案のとおり承認したいと思います。

次に71ページから73ページまでの「基本目標5 学校施設の適切な維持・管理」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

特にご意見がございませんので、「基本目標5」につきましては、原案のとおり承認し

たいと思います。

次に74ページから77ページまでの「基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

福士委員、お願ひします。

○福士昌三委員

75ページの「地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進」というところで、前回第2期の教育振興基本計画の策定時には、実はまだ学校運営協議会制度に則ったコミュニティ・スクールの設置がまだ準備中だったこともあります。今回、市内全部の学校でコミュニティ・スクールになったということで、地域の中の学校という位置付けが強調されたのかなと考えております。今日は様々なお立場の方がいらっしゃいますので、教育振興基本計画におけるコミュニティ・スクールの在り方について、何かもしご意見があればこの場で伺いたいなと思います。

○塚田昭一委員長

実際学校現場の方で、コミュニティ・スクールを推進することによって、地域と関わることで、地域の力によって学校が活性化したという事例の話をいただくことによろしいですか。唐松校長先生、いかがでしょうか。

○唐松善人委員

本校の場合、地元の人になってもらうことが多いんですけど、わざと意図的にそうではない方も、県外の方や有識者を入れて、そこからいろいろな意見を言っていただくことによって気付くという、そういうメリットもあるかなと思っています。その方はある大学で講師をされているんですけど、非常に有能な方で、企業との連携ですとか、進路指導やキャリア教育について、こどもたちに直接授業をしてくださったり、学校としては役立っています。一方で、また地域に住まわれている方も参加していただきながら、どうしたら開かれた学校を作れるのかというところで進めさせていただいているところで、とても良い取組だと私自身は感じております。

○塚田昭一委員長

小島委員さん、校長先生の立場から、コミュニティ・スクールはいかがでしょうか。

○小島孝之副委員長

コミュニティ・スクールは学校を大きく改善していく一つの起爆剤になるのかなど、そんな位置付けに私は捉えています。そのためにも、管理職と学校運営協議会の方々の話し合いだけではなくて、全教職員と学校運営協議会の方々が共に話をする場を設けて、学校側が思っていること、地域が考えていることをお互いに共通理解をして、地域としてはこうしてもらいたい、学校としてはこういうことができるよと、学校ができると、地域ができるとを共にどうすればこどもたちのために協力できるのかを話し合うことで、地域の中の学校で、学校は地域に開かれているというところのお互いが双赢の関係ができるような学校が理想的だし、そういった学校になるべく、学校運営協議会があるのかなと思っているところです。

○塚田昭一委員長

学校運営において、校長だけが学校運営をしていくんではなくて、地域と共に、地域の方が参画して運営していくというところが大きな視点だと思います。私も新座市で校長をしていたときに、コミュニティ・スクール、有識者、地域の方のおかげで、随分いろんなご意見、それからご指摘をいただきながら、自分の考え方だけがない、地域の方のご意見によって、こどもたちのためにいろんなことができたということで、本当に感謝をしている次第です。ぜひ、全校設置ということですので、ますます地域と一体となった推進ということで、今後の取組の方を期待しております。こんな形で福士委員さんよろしいで

しょうか。

○福士昌三委員

ありがとうございます。

○塚田昭一委員長

それでは、特にご意見がございませんので、「基本目標6」につきましては、原案のとおり承認したいと思います。

次に78ページから81ページまでの「基本目標7 生涯にわたる学びの推進」について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

事務局側の説明で、81ページで放課後子ども教室で事例等はございますか。小島委員さん。

○奥山雄三郎委員

放課後子ども教室は、大きく分けましてプログラム提供型と居場所提供型に分かれておりますし、朝霞市としてはプログラム提供型については夏休み、冬休みあるいは週末等に行っておりまして、今年度から六小と八小で居場所提供型の放課後子ども教室を開設しまして、保護者の方の就業にかかわらず放課後の子どもの居場所を提供しようということで進めております。今夏休みに入りまして、こどもたちの利用率はすごく上がっておりまして、2学期以降も期待できるのかなと考えております。朝霞市としましては、今後も小学校が10校ございますので、順次教室を拡大していきたいということで、取組を進めているところです。

○小島孝之副委員長

六小、八小で今年設置ということで、うちの学校でも放課後子ども教室は大盛況ですよね。当初は認知が少なかったので、10人、20人ぐらいというところだったんですが、段々認知が進んで、特に夏休みは1教室では足りなくらいこどもたちが来て、体育館で遊ぶ、教室の中で遊ぶ、いろいろ支援員さんも含めてこどもたちは豊かな経験をしているのかなとすごく感じていて、楽しい声が聞こえてきてますので、保護者のニーズは確実にあると思いますので、全校設置に向けてというところは大切な視点なのかなと思っているところです。

○塚田昭一委員長

共働きのご家庭が多い中で、こういった施策というのは非常に有効な施策だと思いますので、ますます推進の方をよろしくお願いしたいと思います。

○平塚誠委員

今放課後子ども教室のこどもたちの居場所づくりということで、将来的に2校だけではなくて3校も、4校もということで増やしていかれるというお話がありましたが、今児童館の方で行われているランドセル来館はもうなくなるということでしょうか。

○奥山雄三郎委員

市内に児童館が今6館ございまして、その中でこどもたちがランドセルを背負ったまま直接児童館に行って、そこでお友達と過ごしたりしながら、一定の時間になると家庭に戻っていくといった事業を保育部門で行っています。こちらについては、一つの子どもの居場所の提供ということで、引き続きこちらも実施をしていきながら、子どもの居場所を少しずつ拡大していく形で活動を展開していくふうに考えています。

○塚田昭一委員長

他にご意見ございますでしょうか。

では、特に他にご意見がございませんので、「基本目標7」については、原案のとおり承認したいと思います。

続きまして、82ページから84ページまでの「基本目標8 学びを支える環境の充

実」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

○平塚誠委員

84ページになりますが、施策の2で利用しやすい施設の提供ということが書かれておりまして、公民館・図書館・博物館の整備推進ということあります。今現在、市内の地区館、中央公民館も含めて改修工事が行われておりますということで、将来的に望まれているところではありますが、工事期間が非常に長い期間ありまして、私たちの文化団体の方も活動の場所がなくなってしまっている。その逃げ道がない中で、文化団体の方々も年配の方も多くて、モチベーションが下がって、活動場所がないからお辞めになられる方が非常に多くて、活動場所の提供ですとか、団体数が非常に多いので、例えば活動の区分が1日3区分ありますけども、それを4区分とか細分化して、一つでも多くの団体が利用できるような仕組みができたらいいなと思ったりもしています。細かい話にもなりますので、また今後そのようなことも含めて要望等させていただきたいと思います。

○塚田昭一委員長

他にいかがでしょうか。

特にご意見等がございませんので、「基本目標8」につきましては、原案のとおり承認したいと思います。

次に85ページから87ページまでの「基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

○唐松善人委員

意見なんですけども、部活動在り方検討委員会というのがあるので、例えば中学生が種目で水泳をやりたいと言ったときに、朝霞市内では本校しか水泳部がないので、こどもが何か自分でやりたい種目についてやらせてあげることってとても私は保護者としてもそういうは発想って大切なと思っておりますので、在り方検討委員会等で、自分がやりたい種目がなかったときにできるようなそういう仕組みを作っていくと、とても良いかなと思うので、そういう在り方検討委員会とかでも考えていきたいと思います。

○塚田昭一委員長

こどもたちのニーズに応じてご対応いただけたとありがたいということで、ご要望でした。

○金子幸男委員

スポーツも非常に多様化てきて、朝霞市の施設だけでは間に合わないところがあるんじゃないかなと思っていまして、企業の持っている施設なり広場なりというのを市として利用していくようなことができるのか、市の方としての考えはいかがでしょうか。

○奥山雄三郎委員

一つとしましては、東洋大学の朝霞キャンパスがありまして、かなりスポーツ施設も充実しております、市としましては、例えばスポーツ教室等で連携しながらスポーツの活動の場所を増やしていくことも考えておりまして、今後東洋大学ともお話ししながら、より連携して種目の数あるいは活動場所を提供していただきながら進めていければなということで、今いろいろとお話をさせていただいている状況でございます。

○塚田昭一委員長

他にいかがでしょうか。

特に他にご意見がございませんので、「基本目標9」については、原案のとおり承認したいと思います。

続きまして、88ページから89ページまでの「基本目標10 利用しやすい施設の

提供」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

では、特にご意見がございませんので、「基本目標10」については、原案のとおり承認したいと思います。

次に90ページから92ページまでの「基本目標11 歴史や伝統の保護・活用」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

○福士昌三委員

朝霞市は、埼玉県の中でも数少ない市内に博物館を持っている市町村でございます。それにより、施策3にも出ておりますとおり、学習活動の推進をするということで、小中学校等と連携した学習活動がこれまで進められてきたところでございますけれども、今後も探究的な学習活動を進めていくに当たっては、ぜひ皆様方にも博物館をはじめ、様々な文化施設あるいは目に見えない伝統的なものも朝霞市内にはたくさんございますので、ぜひ教育活動に生かせる方向でご協力いただきたいという、意見になります。

○塚田昭一委員長

学校の先生方がいかがですか。連携されていることがありますか。

○南雲秀隆委員

3年生が特に博物館学習という形で、各小学校の3年生の先生を中心に博物館検討委員会を行っていますので、引き続きそれプラスアルファで文化財も含めてできたらなと思っています。

○奥山雄三郎委員

博物館法に基づく博物館ということで、かなり珍しい施設になっておりまして、博学連携ということで小中学校の様々な授業に活用しております。それを一部ご紹介させていただければなと思います。

○事務局・藤原文化財課長

博物館の方では、小学校3年生の授業と連携をいたしまして、「昔の道具調べ」という授業展開を行っておりまして、昨年は1,100人ほどの市内全10校の小学校3年生の児童の方に来ていただきまして、授業を展開しております。こちらは「道具調べ」ということで、その仕様に変えた展示を行っておりまして、現在の道具に近い昭和30年代から40年代ぐらいをイメージした道具を比較をして展示をしながら、お子さんたちに学習をしていただくという事業を展開しております。当館は博物館法におきます登録博物館になっております。令和5年から令和9年の間に、登録を再度しなければいけないという状況の中で、当館は初年度の令和5年度に登録をしておりまして、JM（ジャパンミュージアム）と書かれました登録の証明書もいただいている館になります。東上線の埼玉県内の路線下では、現時点では本館と川越市立博物館の2館しか市町村立の博物館がないという状況の中で、市内の小中学校と連携して、小学生には3年生の調べ物学習を中心に、中学生には冬の時期の3デイズという職業体験、そちらで学芸員の仕事を体験していただく形をとっております。先ほども話のありました博物館の利用検討委員会の方で、そういった博物館の使い方などについて研究をしていただいておりまして、小中学校と連携をしながら博学連携の中で事業展開を進めているという状況です。

○金子幸男委員

博物館は各学校に出先講座をしているということで、博物館でやるのは珍しいんじゃないかなと思っております。

○塚田昭一委員長

素晴らしい取組が朝霞市では行われているということで、ますます小中学校連携した学習活動の推進が図られればということで、ありがとうございました。西委員さん、お願いします。

○西明委員

事務局に質問なんんですけど、目指す姿で、【「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され】ということで触れられていて、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指すとあるんですけど、小中学校と連携した学習活動の主な取組は、博物館とか埋蔵文化財センターの利用だったり。鳴子との関わりを小中学校と連携した学習活動で取り組む予定はないということでしょうか。

○福士昌三委員

事務局というよりも、各学校ですかね。

○西明委員

でも学校単位だと、結局校長先生次第で変わっちゃうので、市としてどうなのかなと。彩夏祭に出る出ない関係なく、朝霞ならではの振付けもあるじゃないですか。それに全く触れない学校と、全員が踊れちゃう学校とがあるんですけど、推進を図らないということでいいのかなと思いました。

○塚田昭一委員長

学校側に強制するわけではないですね。教育委員会事務局から言うようなことではないと思いますので、やはりこどもたちのニーズでやりたいということであれば、各学校でやるんだと思うんですけどね。ですから、一律に事務局側がこうしましょうという方針はなかなか難しいのではないかとは思うんですけども。

○金子幸男委員

これは保護者がやりたいということで、先生方に協力して、できる先生にお願いしてやるという形になるんじゃないですかね。

○事務局・関口学校教育部次長兼教育総務課長

地域文化のところですが、この目指す姿というところは基本的に総合計画の方から持ってきてている文言です。地域文化のところは彩夏祭の話と博物館を含む文化の話が入っていて、実際に総合計画ですと、彩夏祭の担当のところの方が持っていく部門になっていくので、彩夏祭の関係は、市民環境部の書き込みで総合計画に入っていて、ここに持ってきてしまってるので、実際に彩夏祭の主要担当部でないところの計画の中にも彩夏祭の記載が入ってきててしまっているのは、総合計画のところから持ってきてているので、実際的に施策的に教育委員会の方で持っているわけではない。実際おっしゃっていただいたように、彩夏祭に参加するかどうかというのは基本的には学校教育部の施策としては今のところ入っていない状況になっています。

○西明委員

今の話で言うと、ただの意見ですよ、どんなに向こうの総合計画の方に入っていても、こっちでそこをくみ取らないと何も進まないので、結局庁舎内で連携が取れていないから、どんなに総合計画にあっても教育関係の方で働き方改革ばっかりをしているから進みはしないですよという意見です。

○塚田昭一委員長

ご意見ということで、では他にご意見がございませんので、「基本目標11」については、原案のとおり承認したいと思います。

次に93ページから95ページまでの「基本目標12 芸術文化の振興」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

伊地知委員、お願いします。

○伊地知くみ子委員

保育園で博物館を利用させていただいたときなんんですけど、今年の七夕で朝霞市の昔やっていた七夕っていうところの、以前博物館で書いていただいた内容を手元資料で持っていて、それを元に今年の七夕を楽しませていただいたんですけど、そういった伝統

的に朝霞市が行ってきたものを定期的に発信してくださると、保育園としても地域に親しむというところで取り入れさせていただくので、そういう企画を今後も期待しております。

○事務局・藤原文化財課長

今博物館の方だけではなくて、文化財課は旧高橋家住宅という重要文化財の施設の方を管理しております。実はそちらの中で年中行事ということで、七夕の方を高橋家住宅の敷地内で展示の方をさせていただいて、そちらの方をSNSですとかホームページの方で公開をさせていただいているんですが、今ご意見をいただきましたので、博物館内でも検討してみたいと思います。

○塚田昭一委員長

では、特にご意見がございませんので、「基本目標12」については、原案のとおり承認したいと思います。

最後になります。次に96ページから98ページまでの「基本目標13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。こちらは新規に入ったということですね。福士委員、お願ひします。

○福士昌三委員

補足になりますけれども、元々人権教育というのは、以前から学校教育活動の中で地道に進められてきた教育活動であります。昨今の様々な人権意識の課題に着目されることも増えていますし、こどもたちの人権というのが守られなければならないといったことから、これまで培ってきたもの、学校で培ってきたもの、あるいは家庭で培ってきたもの、社会教育の中で培ってきたことを改めて取り出して基本目標にしたという認識でいるところでございます。とても大事なことですし、話題にしていただければなと思っております。

○塚田昭一委員長

いかがでしょうか。方向性については賛成ということで、いかがでしょうか。

では、ご意見がございませんので、「基本目標13」につきましては、原案のとおり承認したいと思います。

以上で予定していた内容は終了しましたが、全体を通じて皆様から何かございますでしょうか。塩味委員、お願ひします。

○塩味光夫委員

75ページの施策の2の(イ)の部分で、「部活動の地域移行に向け」という言葉があるんですよね。76ページの(ア)に「地域展開していくよう」、これ意味が。我々が今使っているのは「部活動の地域展開」っていう言葉を使っているんですけども、これ何か意味あるんですか。

○塚田昭一委員長

福士委員、お願ひします。

○福士昌三委員

おっしゃるとおりで、この前は元々地域移行という言葉で進んでいて、これが地域展開という言葉に変わってきたところで、担当の中でも議論していたところなんんですけども、他の施策との関連等を見直しながら、事務局の方にもう一回確認をしてもらいたいと思います。

○塩味光夫委員

国の方で「地域展開」という言葉を使っているのに、新しく出る計画の中に昔の「地域移行」という言葉を使ってるのはどうなのかなと思って。

○塚田昭一委員長

事務局の方でまた改めて検討していただいて、修正等あればよろしくお願ひします。

他全体を通していかがでしょうか。長時間にわたりありがとうございました。次回の日程について、ここで事務局の方からお願ひします。

○事務局・河本教育総務課主幹兼課長補佐

次回の日程でございますが、次回は10月を予定しております。詳細な日程につきましては改めて皆様に開催通知を、確定次第お知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次回の会議では、今回修正のご意見をいただいた第2章の施策の展開を修正したものと、今後これらの取組を点検・評価していく指標等の内容について、また皆様にご意見を頂戴できればと考えております。

○塙田昭一委員長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第2回朝霞市教育振興基本計画策定委員会を終了いたします。委員の皆様、大変お疲れ様でした。

【閉会】